中心市街地にぎわい資金のご案内

この融資制度は、前橋市アーバンデザイン策定区域内に設置・立地する事業所、店舗など設備 投資に必要な資金を、中小企業者等に長期・低利で貸し付けるものです。

1 融資申込者の資格

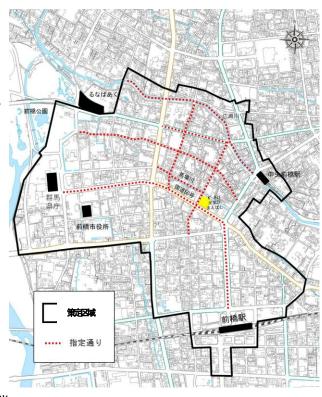
- (1) おおむね1年以上の事業実績があり、市区町村税を滞納していない方
- (2) 中小企業信用保険法で規定する中小企業、中小企業団体、商店街共同組合のいずれかに 該当する事業を営む方(一部対象外あり)
- (3) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がない方

2 融資条件

| | · |
|---------|---|
| | 前橋市アーバンデザイン策定区域内(裏面図)で行う |
| | ① 販売設備及び駐車場設備の購入 |
| | ② 事務所、店舗等の新築、増築、改築または中古物件の購入、及び商店街協同組合等の行う共同施設の設置 |
| | ③ ②のうち、中古物件に付随している、または建築確認を受ける物件を建築するために購入する土地等 |
| | ※融資申込時に設備投資に着手していない事業計画であること。 |
| | ※据付費用、運送費も対象です。 |
| 融資対象 | ※中古品については、減価償却資産の耐用年数を基準に1年以上の使用 |
| | 可能期間があり、かつ取得価格が10万円を超えるもの。 |
| | ※太陽光発電設備に関する融資は、融資利用企業の主な事業の年間売上 |
| | 相当額が融資限度額となります。 |
| | ※居抜き物件への入居、中古物件、及び土地の購入については別途誓約 |
| | 書が必要となります。 |
| | ※一部の賃貸等の用途に供する設備・物件及び不動産業における売買物 |
| | 件に係る融資は対象外です。 |
| | ※リース契約を行うものは対象外となります。 |
| | ※車両については、3,5,7の白ナンバー及び2輪車は対象外です。 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置き2年以内) |
| 融資利率 | 年1.0%以内 |
| 間 貝 利 卒 | (信用保証協会付きの場合は、0.8%以内。ただし、保証料は自己負担。) |
| 償 還 方 法 | 元金均等分割償還 |
| 担保保証人 | 金融機関の定めるところによる |

3 申請に必要な書類

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 直近2期分の決算書または確定申告書の写し
- ③ 計画内容を説明する書類(図面、カタログ、 見積書など)
- ④ 市区町村発行の完納証明の写し
- ⑤ 暴力団等の団体と関わりのない誓約書
- ⑥ 建築確認済証の写し(該当する場合)
- ⑦ 事業の許認可証の写し(該当する場合)
- ⑧ 全部事項証明書(法人の場合)
- ⑨ 賃貸に供する物件に関する誓約書(該当する場合)
 - ※中古物件及び土地購入の場合には、融資償 還中に売却、譲渡等行わない旨の誓約書
- ⑩ その他、金融機関が必要とする書類



【アーバンデザイン策定区域】

4 融資までの流れ

- ① 申請者の方は、取引先金融機関へ必要書類を揃えた上、お申し込みください。
- ② 申し込みを受けた金融機関は、申込案件について取り扱いの方向が決まった時点で、必要書類と『承認申請書』を産業政策課産業政策係へ提出してください。
- ③ 提出書類について市での審査を行い、承認の後に『承認書』を送付します。
- ④ 融資実行及び発注、契約、事業着工を開始してください。
 - ※融資実行、発注、契約、事業着工は市の承認後可能です。それ以前にどれか一つでも 着手された場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。やむを得ない理 由から融資承認前に事業着手が必要な場合は、『特例承認制度』の対象となることが ありますので、必ず着手前にご相談ください。
- ⑤ 融資実行後、取扱金融機関の方は『融資実行報告書』をご提出ください。『融資実行報告書』に基づき、前橋市より預託を行います。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係 〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12番1号(前橋市役所6階) 電話 027-898-6983(直通) FAX 027-224-1188(専用)